

# 指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	佐賀県指令 2建第44号
指定の有効期間	令和2年5月21日から 令和7年5月20日まで
機関の名称	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 電話番号 0952(97)5610
主たる事務所の住所	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田912番地
代表者氏名	理事長 王丸義明
業務区域	佐賀県全域
指定の区分	県知事指定
取り扱う建築物等	同一敷地内の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以内のもので、次の各号に掲げる建築物等に係る確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定。ただし、増築、改築にあつては、同一敷地内の既存建築物が次の各号のいずれかに該当する場合に限る。 (1) 法第6条第1項第2号又は第3号に係る建築物 (法第20条第1項第4号建築物に限る。) (2) 法第6条第1項第1号又は第2号に係る建築物で 法第6条の4第1項第1号又は第2号に規定する建築物 (3) (1)(2)に掲げる建築物の計画に含まれる法施行 令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。) 第146条第1項各号に掲げる建築設備
実施する業務の態様	確認審査、中間検査及び完了検査